

大阪 IR カジノ「解除期限」の延長覚書

昨日レポートした非公開決定通知とともに、表題についての公開決定通知が届いた。早く読みたいと思って、複写料 40 円を郵便局から振り込んだが、連絡がないので IR 推進局に電話した。さんざん待たされて、振り込み領収証をファックスで送れという。自宅にファックスがないと伝えると、また待たされてメール添付でもよいと。腹を立てて入手した配布ファイルだが、重要なことも書かれている「公開」公文書なので、後悔しないよう紹介したい。

大阪府及び大阪市並びに大阪 IR 株式会社(SPC)は、2022 年 2 月 15 日付け大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等基本協定書に関連して、基本協定の解除期限を 2023 年 9 月末日まで延長することに合意する、という解除期限の延長覚書が 7 月 13 日に締結された。

基本協定第 19 条には、SPC の基本協定の解除権の通知期限は、判断基準日(認定後 30 日を経過した日)から 60 日以内となっている。そして SPC は、条件成就のために府・市と緊密に協力・連携し、合理的に可能な範囲で努力した上で、誠実かつ合理的な裁量により前提条件の成就・不成就を判断と明記されている。

配布ファイルには、事業実施の前提条件の概要(主な内容)として、1 税制 2 カジノ規制 3 資金調達 4 土地条件・工事条件 5 新型コロナウイルス感染症 6 財務悪化 7 重大な悪影響が明記されている。

想定 QA(基本協定の解除期限延長)というファイルがあり、延長理由と延長期間について次のように書かれている。「基本協定は、実施協定を締結したことにより終了する(基本協定第 22 条)ものとしているが、区域認定が大幅に遅れたことによって、現時点において事業者と協議継続中(開業時期の再調整、前提条件の見極め など)であり、SPC の解除期限を延長するもの」「今後、国への認可申請を行い、9 月末頃までに実施協定の締結をめざしており、実施協定締結までの期間、解除期限を延長するもの」

前提条件の充足状況という Q に注目した。「前提条件の状況については、事業者において見極め等を行っているところであるが、いずれにしても、事業者と実施協定の締結に向けて協議を進めるなど、IR の実現に向けて、取り組みを進めていく」

問題は前提条件 4「・土地課題(地盤沈下、液状化、土壌汚染、残土処分等)について、大阪市において悪影響の発生防止を確実とする対策が実施されること ・インフラ整備等による工事制約が事業に著しい悪影響を与えるおそれがないこと」であり、大阪市との協議が難航しているのでは。あるいは 3「金融機関からの融資実行が受けられること *現行コミットメントレターはコロナ・税制・カジノ規制等にかかる条件付き」も影響しているかもしれない。こちらは大阪市情報公開審査会に意見書を提出しているが。

(2023 年 8 月 17 日)